

甲府・峡東地域ごみ処理施設、廃棄物最終処分場整備事業及び
(仮称) 地域振興施設整備事業に係る環境影響評価

補 正 評 価 書

平成 24 年 6 月

甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合
山梨県市町村総合事務組合
笛 吹 市

第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	1.1
1.1 事業者の名称	1.1
1.2 代表者の氏名	1.1
1.3 主たる事務所の所在地	1.1
第2章 対象事業の目的及び内容	2.1
2.1 対象事業の種類及び名称	2.1
2.2 対象事業の目的及び内容	2.1
2.2.1 対象事業の背景と目的	2.1
1) ごみ処理施設及び(仮称)地域振興施設	2.1
2) 最終処分場	2.2
2.2.2 対象事業の内容	2.2
1) 対象事業実施区域	2.2
2) 事業概要	2.2
3) ごみ処理施設の施設計画	2.7
4) 最終処分場の施設計画	2.16
5) 地域振興施設の施設計画	2.24
2.2.3 運営・管理計画	2.25
1) ごみ処理施設	2.25
2) 最終処分場	2.27
3) 地域振興施設	2.29
2.2.4 工事計画	2.29
1) 工事工程	2.29
2) 車両運行計画	2.29
2.2.5 環境保全計画	2.33
1) 計画・設計段階の環境配慮事項	2.33
2) 工事時の環境配慮事項	2.34
3) 存在・供用時の環境配慮事項	2.37
第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況	3.1
3.1 対象事業実施区域及びその周囲の概況を把握する地域	3.1
3.2 対象事業実施区域及びその周囲の概況	3.3
3.2.1 自然的状況	3.3
1) 大気環境	3.3
2) 水環境	3.18
3) 土壌及び地盤環境	3.26
4) 植物、動物及び生態系	3.32
5) 景観	3.48

6)	人と自然との触れ合い活動の場	3. 48
7)	歴史的・文化的環境	3. 50
8)	その他の事項	3. 54
3. 2. 2	社会的状況	3. 57
1)	行政区画	3. 57
2)	人口	3. 59
3)	産業	3. 61
4)	土地利用	3. 66
5)	環境保全についての配慮が特に必要な施設の状況	3. 69
6)	水利用	3. 73
7)	交通	3. 75
8)	環境整備	3. 77
9)	関係法令等の指定、規制等	3. 83
3. 2. 3	対象事業実施区域及びその周囲の概況のまとめ	3. 130
1)	自然的状況	3. 130
2)	社会的状況	3. 134
第4章	方法書、準備書並びに評価書に対する意見及び事業者の見解	4. 1
4. 1	方法書に対する意見及び事業者の見解	4. 1
4. 1. 1	方法書についての意見	4. 1
1)	公告、縦覧	4. 1
2)	方法書についての意見	4. 1
4. 1. 2	方法書についての公聴会の概要	4. 1
4. 1. 3	方法書についての知事の意見及び事業者の見解	4. 2
1)	方法書についての知事の意見	4. 2
2)	方法書についての知事の意見に対する事業者の見解	4. 6
4. 2	準備書に対する意見及び事業者の見解	4. 12
4. 2. 1	準備書についての意見	4. 12
1)	公告、縦覧	4. 12
2)	準備書についての意見	4. 12
4. 2. 2	準備書についての公聴会の概要	4. 12
4. 2. 3	準備書についての知事の意見及び事業者の見解	4. 12
1)	準備書についての知事の意見	4. 12
2)	準備書についての知事の意見に対する事業者の見解	4. 21
4. 3	評価書に対する意見及び事業者の見解	4. 32
4. 3. 1	評価書についての知事の意見及び事業者の見解	4. 32
1)	評価書についての知事の意見	4. 32
第5章	対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法	5. 1
5. 1	環境影響評価項目及び予測評価の手法設定の考え方	5. 1

5.2	環境影響評価要因の抽出	5.1
5.2.1	ごみ処理施設	5.2
1)	計画概要	5.2
2)	ごみ処理施設の複数案	5.3
3)	ごみ処理施設の複数案と環境影響要因の関係の整理	5.3
4)	ごみ処理施設に係る環境影響要因の抽出	5.5
5.2.2	最終処分場	5.6
1)	計画概要	5.6
2)	最終処分場の複数案	5.6
3)	最終処分場の複数案と環境影響要因の関係の整理	5.7
4)	最終処分場に係る環境影響要因の抽出	5.9
5.2.3	地域振興施設に係る環境影響要因の抽出	5.10
1)	計画概要	5.10
2)	地域振興施設に係る環境影響要因の抽出	5.10
5.2.4	複合影響に係る環境影響要因の抽出	5.11
5.3	環境影響評価の項目の選定	5.12
第6章	調査結果の概要並びに予測及び評価の結果	6.1
6.1	大気汚染	6.1
6.1.1	調査結果の概要	6.1
6.1.2	予測及び評価の対象とする複数案	6.45
6.1.3	予測及び評価の結果	6.52
1)	造成等の施工による粉じんの影響	6.52
2)	建設機械の稼働による二酸化窒素等の影響	6.62
3)	資機材の運搬車両の走行による二酸化窒素等の影響	6.78
4)	施設の稼働による二酸化窒素等の影響	6.98
5)	最終処分場の稼働による粉じんの影響	6.123
6)	廃棄物運搬車両等の走行による二酸化窒素等の影響	6.131
6.2	悪臭	6.145
6.2.1	調査結果の概要	6.145
6.2.2	予測及び評価の結果	6.149
1)	施設の稼働による悪臭の影響	6.149
6.3	騒音	6.155
6.3.1	調査結果の概要	6.155
6.3.2	予測及び評価の対象とする複数案	6.166
6.3.3	予測及び評価の結果	6.172
1)	建設機械の稼働による騒音の影響	6.172
2)	資機材の運搬車両の走行による騒音の影響	6.190

3) 施設の稼働による騒音の影響	6. 199
4) 廃棄物運搬車両の走行による騒音の影響	6. 220
6. 4 空気振動(低周波音)	6. 227
6. 4. 1 調査結果の概要	6. 227
6. 4. 2 予測及び評価の結果	6. 229
1) 施設の稼働による低周波音の影響	6. 229
6. 5 振 動	6. 231
6. 5. 1 調査結果の概要	6. 231
6. 5. 2 予測及び評価の対象とする複数案	6. 237
6. 5. 3 予測及び評価の結果	6. 237
1) 建設機械の稼働による振動の影響	6. 237
2) 資機材の運搬車両の走行による振動の影響	6. 248
3) 施設の稼働による振動の影響	6. 254
4) 廃棄物運搬車両等の走行による振動の影響	6. 269
6. 6 水質汚濁	6. 277
6. 6. 1 調査結果の概要	6. 277
6. 6. 2 予測及び評価の結果	6. 294
1) 造成等の施工による水の濁りの影響	6. 294
6. 7 水 象	6. 301
6. 7. 1 調査結果の概要	6. 301
6. 7. 2 予測及び評価の結果	6. 316
1) 施設の存在による河川下流の流況の変化の影響	6. 316
2) 施設の存在による地下水位及び流れへの影響	6. 327
6. 8 地盤沈下	6. 335
6. 8. 1 調査結果の概要	6. 335
6. 8. 2 予測及び評価の結果	6. 344
1) 施設(ごみ処理施設及び地域振興施設)の稼働による地盤沈下の影響	6. 344
2) 施設(最終処分場)の存在による地盤沈下の影響	6. 346
6. 9 土壌汚染	6. 351
6. 9. 1 調査結果の概要	6. 351
6. 9. 2 予測及び評価の結果	6. 355
1) ごみ処理施設の稼働	6. 355
2) 廃棄物の埋立	6. 358

6.10	日照障害	6.361
6.10.1	調査結果の概要	6.361
6.10.2	予測及び評価の対象とする複数案	6.363
6.10.3	予測及び評価の結果	6.364
1)	施設の存在による日照への影響	6.364
6.11	陸上植物	6.375
6.11.1	調査結果の概要	6.375
6.11.2	予測及び評価の結果	6.409
1)	造成等の土地の改変、改変後の地形・樹木伐採後の状態等における保全すべき植物種への影響	6.409
6.12	陸上動物	6.417
6.12.1	調査結果の概要	6.417
6.12.2	希少猛禽類の調査結果の概要	6.476
6.12.3	希少鳥類の調査結果の概要	6.503
6.12.4	予測及び評価の結果	6.514
1)	造成等の土地の改変、改変後の地形・樹木伐採後の状態等における保全すべき動物種への影響	6.514
6.13	水生生物	6.545
6.13.1	調査結果の概要	6.545
6.13.2	予測及び評価の結果	6.561
1)	造成等の土地の改変、改変後の地形・樹木伐採後の状態等における保全すべき水生生物種への影響	6.561
6.14	生態系	6.567
6.14.1	調査結果の概要	6.567
6.14.2	予測及び評価の結果	6.585
1)	造成等の土地の改変、改変後の地形・樹木伐採後の状態等における生態系への影響	6.585
6.15	景観・風景	6.623
6.15.1	調査結果の概要	6.623
6.15.2	予測及び評価の対象とする複数案	6.632
6.15.3	予測及び評価の結果	6.633
1)	施設の存在による景観・風景への影響	6.633
6.16	人と自然との触れ合いの活動の場	6.687
6.16.1	調査結果の概要	6.687

6.16.2	予測及び評価の結果	6.696
1)	施設の存在による人と自然との触れ合いの活動の場への影響	6.696
6.17	廃棄物・発生土	6.699
6.17.1	予測及び評価の結果	6.699
1)	造成等の施工による残土、伐採木、建設副産物の影響	6.699
2)	施設の稼働による廃棄物の影響	6.700
6.18	大気汚染物質・水質汚濁物質	6.707
6.18.1	予測及び評価の結果	6.707
1)	施設の稼働等による大気汚染物質・水質汚濁物質の影響	6.707
6.19	温室効果ガス等	6.711
6.19.1	予測及び評価の結果	6.711
1)	工事中及び施設の稼働等による温室効果ガスの影響	6.711
第7章	環境保全措置	7.1
第8章	事後調査計画	8.1
8.1	事後調査を行う理由	8.1
8.2	事後調査計画	8.1
8.3	環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合の対応方針	8.7
8.4	事後調査報告書の提出・公開等の方法	8.8
8.5	事業主体、事業計画の変更等の報告	8.8
第9章	環境影響の総合的な評価	9.1
9.1	環境影響の総合評価の考え方	9.1
9.2	複数事業の複合影響の総合評価	9.1
9.3	事業計画複数案の総合評価	9.2
第10章	関係地域の設定	10.1
10.1	環境に影響を及ぼす地域の設定	10.1
10.2	関係地域(環境に影響を及ぼす地域)	10.1
第11章	準備書からの修正の内容	11.1
第12章	評価書からの補正の内容	12.1
第13章	環境影響評価書作成の委託先	13.1

第 1 章 事業者の名称、代表者の氏名
及び主たる事務所の所在地

第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

1.1 事業者の名称

甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合

山梨県市町村総合事務組合

笛吹市

1.2 代表者の氏名

甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合

管理者 宮島雅展

山梨県市町村総合事務組合

組合長 角野 幹男

笛吹市

市長 荻野 正直

1.3 主たる事務所の所在地

甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合

住所：山梨県笛吹市境川町藤袋 2600 番地 TEL：055-266-7744

山梨県市町村総合事務組合

住所：山梨県甲府市蓬沢一丁目 15 番 35 号 TEL：055-235-3228

笛吹市

住所：山梨県笛吹市石和町市部 777 番地 TEL：055-262-4111

第2章 対象事業の目的及び内容

第2章 対象事業の目的及び内容

2.1 対象事業の種類及び名称

事業の種類：廃棄物処理施設の設置(ごみ処理施設の設置及び一般廃棄物最終処分場)

レクリエーション施設の設置

(山梨県環境影響評価条例第二条 別表第六号)

事業の名称：甲府・峡東地域ごみ処理施設、廃棄物最終処分場整備事業及び(仮称)地域振興施設整備事業

2.2 対象事業の目的及び内容

2.2.1 対象事業の背景と目的

1) ごみ処理施設及び(仮称)地域振興施設

一般廃棄物(ごみ)の処理は市町村固有の事務とされ、住民の健康で文化的な生活環境を保全し、公衆衛生の向上を図る上で極めて重要な事業である。一方、一般廃棄物処理事業の目的は、これまでの生活環境の保全や公衆衛生の向上、ダイオキシン類対策をはじめとする公害防止という段階をさらに進め、循環型社会の形成や地球温暖化防止等を目指すものとなっている。

そのような中、本組合を構成する各市では、甲府市環境センター附属工場等、保有するごみ処理施設において適正処理を行ってきたが、いずれも稼働後15年程度かそれ以上が経過しており、老朽化が進んでいる状況にある。さらに、維持修繕費の増加や故障による機能停止等の懸念が年々増大する一方で、循環型社会の形成や地球温暖化防止等、時代が求める新たなニーズに十分な対応ができない状況となっている。

本事業の目的は、一般廃棄物の適正処理を前提とする中で、コスト削減や循環型社会の形成、地球温暖化防止等、多様化する時代のニーズに対応する、新たなごみ処理システムを中核としたごみ処理施設を整備するとともに、サービスの向上と経済性を追求した運営・維持管理を実施するものである。

また、ごみ処理施設の建設にあわせ、(仮称)地域振興施設(以下、「地域振興施設」と称す)を整備する。

地域振興施設については、方法書においては、「余熱利用施設」と称していたが、その後の計画検討において、ごみ処理施設から熱供給を行うのではなく、ごみ処理施設で発電した電力を供給する施設の計画となった。

地域振興施設は、現状の地形を出来る限りそのまま残し、4市(甲府市、笛吹市、山梨市、甲州市)地域住民が集える大規模多目的広場や温泉施設、また遊歩道の整備等、計画敷地全体を有効利用する施設である。地域振興施設については、施設全体をオール電化とし、その全てを隣地施設である、中間ゴミ処理施設から賄う計画とする。また、太陽光など自然エネルギーを、状況に応じて活用するなど、省エネに配慮した施設とする。

甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合では、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(PFI法)に則ったDBO(設計・建設・運営)方式によるごみ処理施設整備・運営事業の一般競争入札(総合評価)を実施した結果、落札者は神鋼環境ソリューショングループとなり平成24年6月1日に契約を締結した。

神鋼環境ソリューショングループの構成員2社が設立したSPC(特別目的会社)「株式会社甲府・峡東環境サービス」が運営事業の主たる事業者となる。

甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合はこの事業者を監視しながら共同で公共サービス(ごみ処理)を4市市民に提供していくことになる。

また、この事業者は契約締結時から環境影響評価に参画し、事業者の責任において必要な調査・手続きを実施していく。

2) 最終処分場

山梨県内から排出される一般廃棄物の量は、平成20年度現在で約32.8万トン/年であり、市町村等は排出されるごみの量をできる限り少なくし、より多くが資源化されるよう住民等の啓発や分別収集、リサイクル施設の整備などに取り組んでいるものの、最終的には約2.9万トン/年が埋立処分されている。

県内には、市町村等が設置し稼動しているごみ焼却施設、粗大ごみ処理施設、資源化施設などの中間処理施設が20施設あるが、焼却残渣や不燃物残渣などを埋め立てることができる最終処分場はなく、その全てを県外の処分場で処分している状況である。

一般廃棄物は自区域内で処理することが原則であり、現在は、県外の処分場で受入が可能であるものの、今後、事前協議等において受入を断られる可能性もあることから、県内において長期間に渡って適正に処分できる最終処分場の整備が必要と考えられる。

最終処分場については、将来に渡って責任を果たせる、安全安心な施設を整備する必要があることから、国においても公共関与による最終処分場の整備を推進している。

整備にあたっては、建設及び維持管理の効率化が図られるとともに、県土保全や災害対策の観点からも有益であることから、県内全市町村を対象とした広域的・拠点的な一般廃棄物の最終処分場として整備するものである。

平成23年12月までに、一般廃棄物の処理責任を有する全27市町村による事業実施の確認が取れたことから、平成24年度より山梨県市町村総合事務組合が事業主体となり、これまで事業を進めてきた山梨県環境整備事業団は処分場の整備及び管理運営を受託することとなった。

なお、方法書においては、処理対象廃棄物は産業廃棄物と一般廃棄物としていたが、産業廃棄物については、リサイクルの進展等により最終処分量が大幅に減少している状況等を勘案し処理対象から除くこととした。

2.2.2 対象事業の内容

1) 対象事業実施区域

本事業の実施予定区域（以下、「対象事業実施区域」と称す。）は、笛吹市境川町寺尾地内である。

本事業の事業実施区域は、図2-2-1(1)～(2)に示すとおり、笛吹市西部に位置し、甲府市との境界に近い位置にある。対象となる4市の中心からはやや南西に位置している。

2) 事業概要

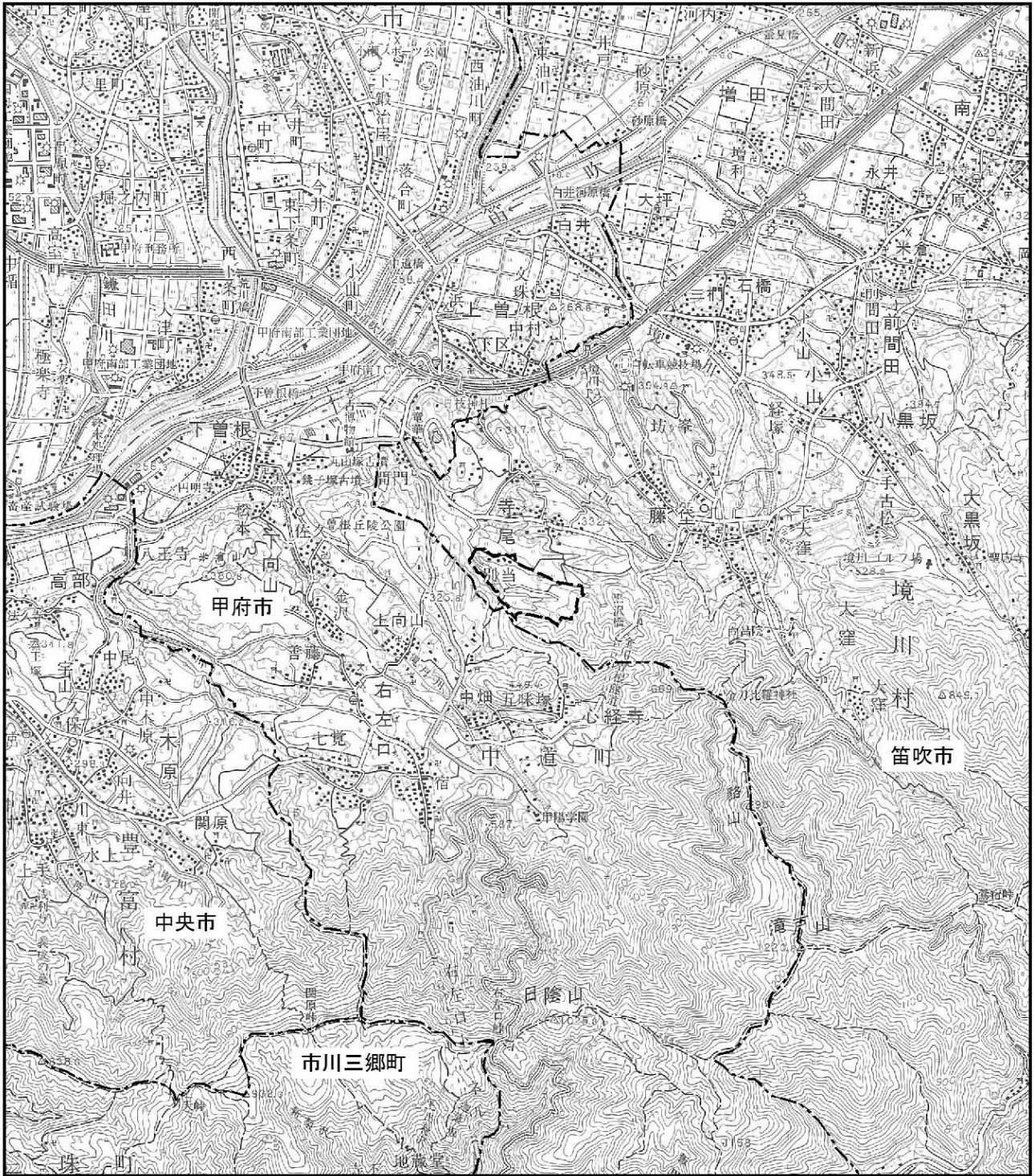
(1) 施設の規模等

本事業では、廃棄物のごみ処理施設（焼却溶融施設、リサイクル施設）、地域振興施設及び最終処分場の整備を行う。

本事業に係る面積及び施設の規模を表2-2-1に示す。

表2-2-1 主要施設の規模

項 目		規 模
面 積		約 28ha
施 設	ごみ処理施設	焼却溶融施設 焼却 約 369 t / 日 煙突高さ 地上59m以上
		リサイクル施設 処理 約 67 t / 日 (5h) 保管のみ 約 22 t / 日
	地域振興施設	温浴施設 建築面積 約 1,000m ² 敷地面積 約70,000 m ²
	最終処分場	一般廃棄物の最終処分場 (管理型最終処分場) 埋立容量 最大約60万m ³



- 注1) 平成16年10月12日, 平成18年8月1日に旧石和町, 旧御坂町, 旧一宮町, 旧八代町, 旧境川村, 旧春日居町, 旧芦川村が合併し菅吹市となっている。
- 注2) 平成18年3月1日に旧甲府市, 旧中道町, 旧上九一色村の一部が合併し甲府市となっている。
- 注3) 平成18年2月20日に旧玉徳町, 旧田富町, 旧豊富村が合併し中央市となっている。
- 注4) 平成17年10月1日に旧三珠町, 旧市川大門町, 旧六郷町が合併し市川三郷町となっている。

凡 例	
	対象事業実施区域
	行政界

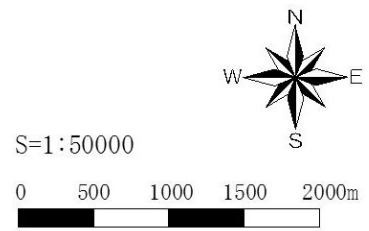
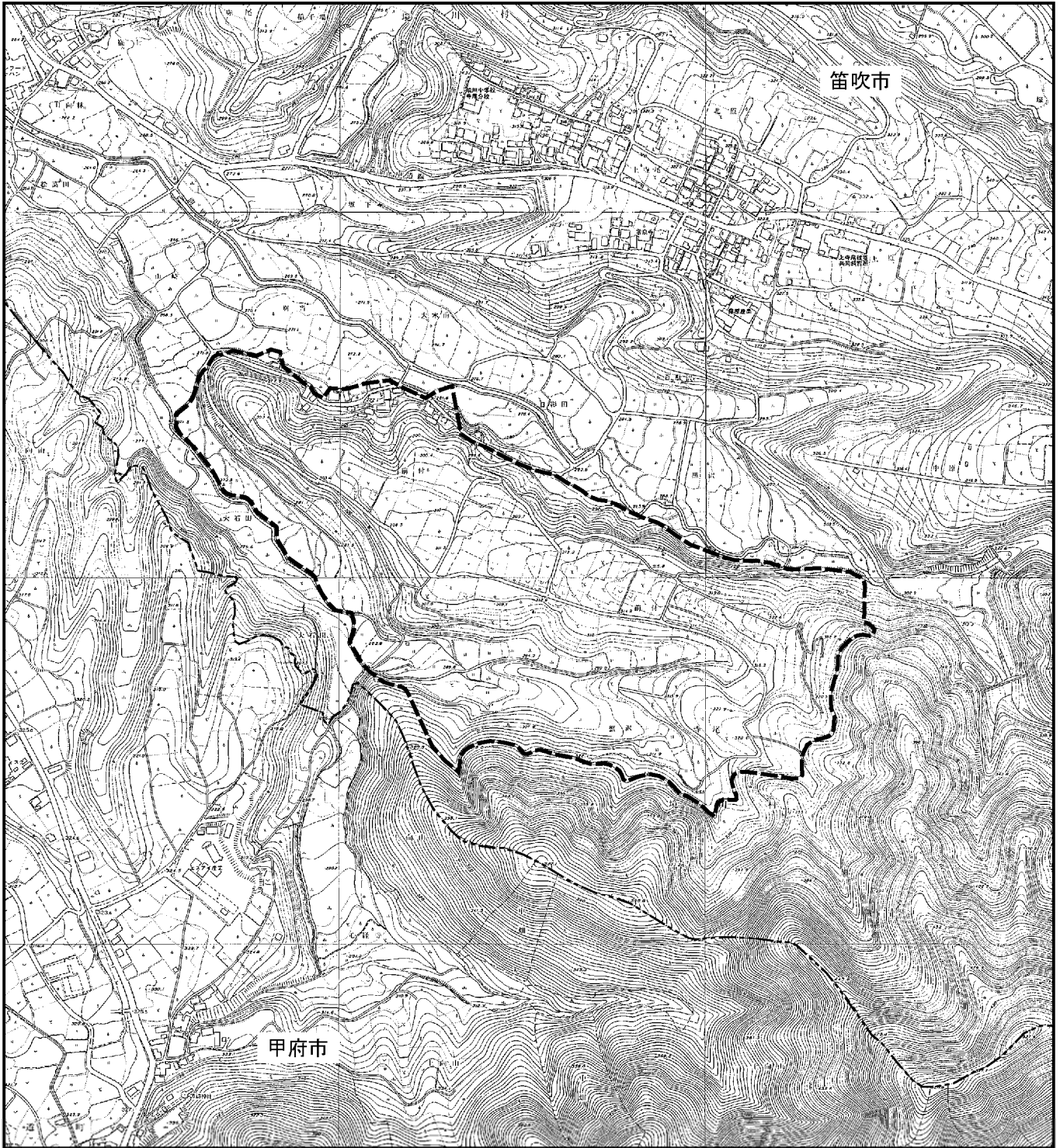

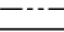


図 2-2-1 (1) 対象事業実施位置図 (1/50,000)



注1) 平成16年10月12日,平成18年8月1日に旧石和町,旧御坂町,旧一宮町,旧八代町,旧境川村,旧春日居町,旧芦川村が合併し笛吹市となっている。
 注2) 平成18年3月1日に旧甲府市,旧中道町,旧上九一色村の一部が合併し甲府市となっている。

凡 例	
	対象事業実施区域
	行政界



S=1:8,000
 0 50 100 150 200m

図2-2-1(2) 対象事業実施位置詳細図

(2) 施設配置計画

対象事業実施区域における施設配置計画図を図 2-2-2(1)に、対象事業の存在・供用時の鳥瞰図を図 2-2-2(2)～(3)に示す。

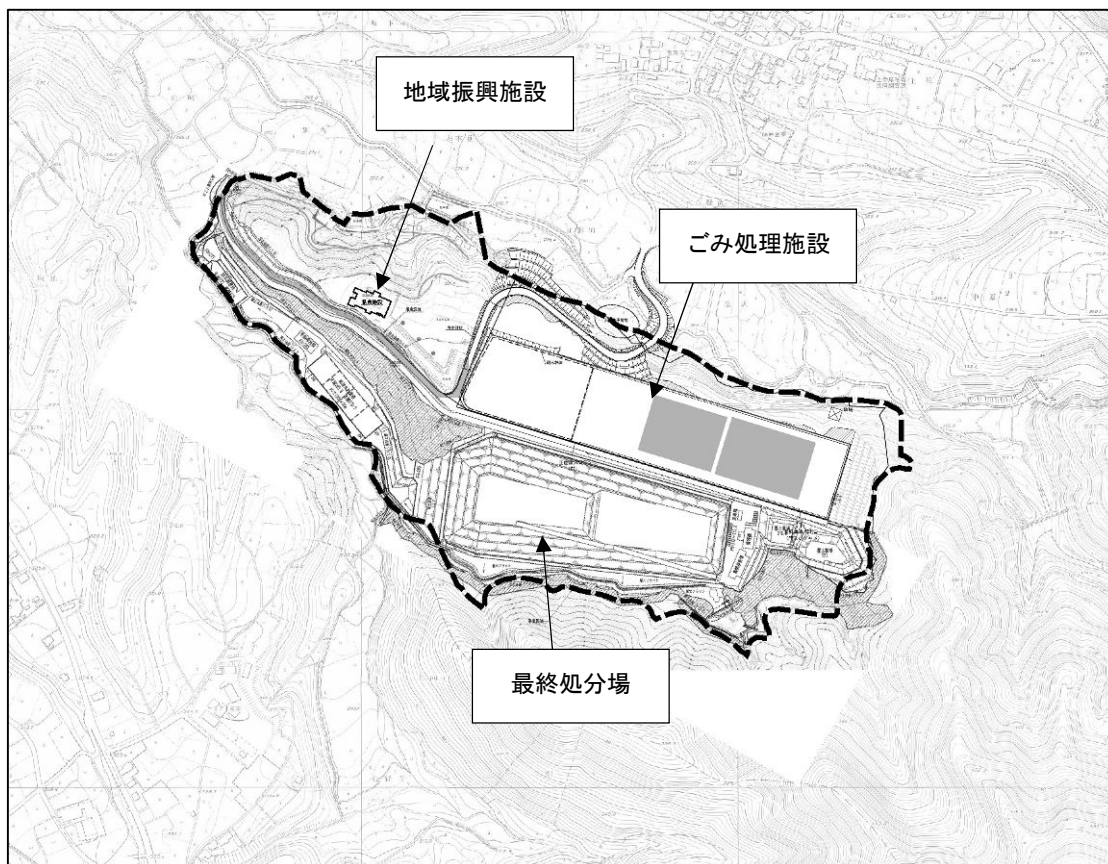


図 2-2-2(1) 施設配置計画図

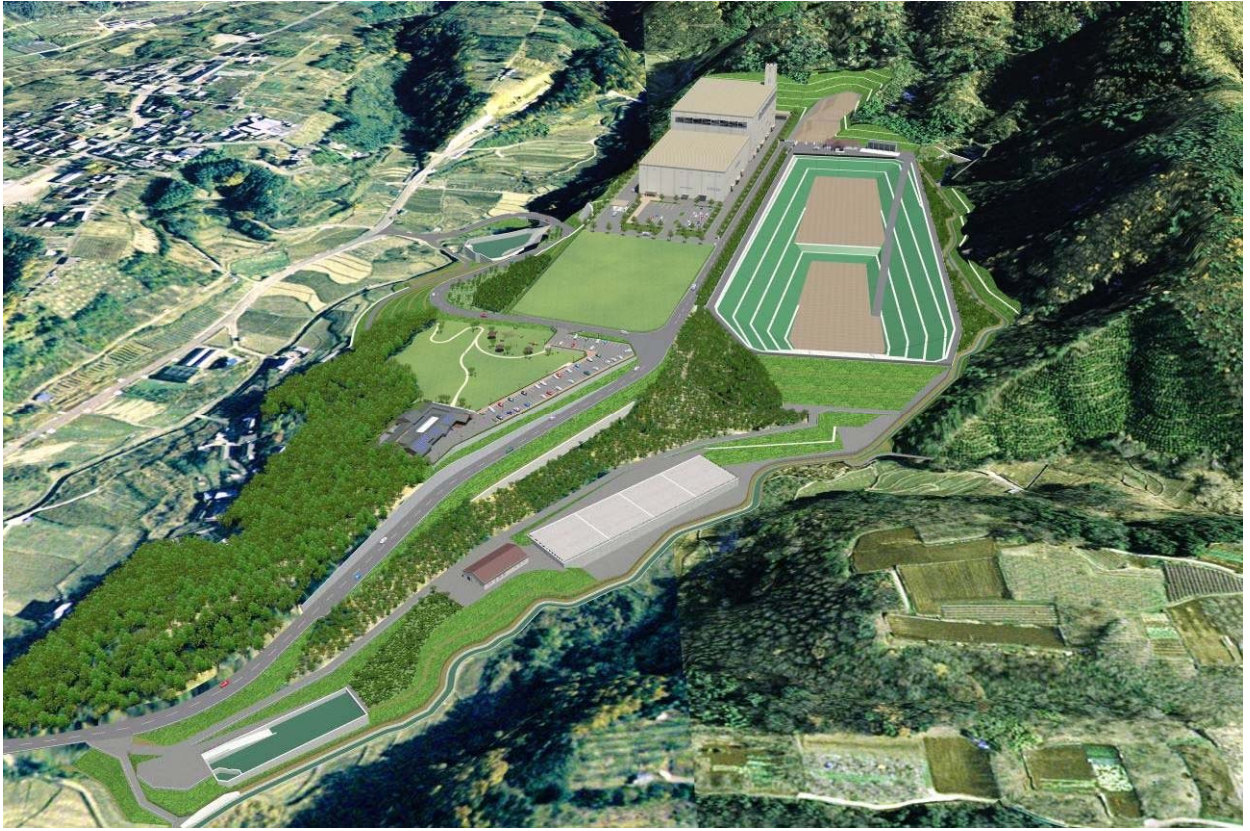


图 2-2-2 (2) 鸟瞰图

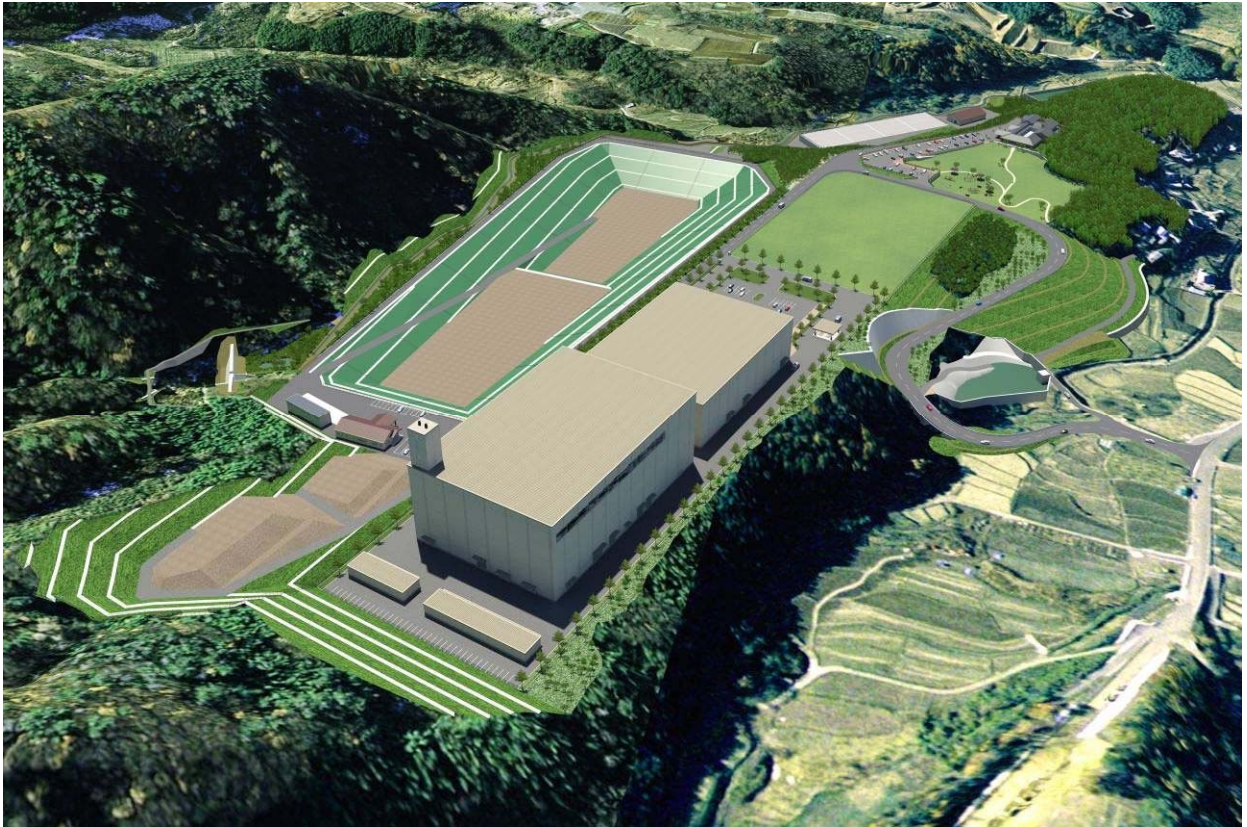


图 2-2-2 (3) 鸟瞰图

3) ごみ処理施設の施設計画

(1) 事業予定

本事業は、平成 24 年度(2012 年度)に工事を開始し、平成 29 年度(2017 年度)に供用開始の予定である。

(2) 処理対象廃棄物

ごみ処理施設において処理する廃棄物を表 2-2-2 に示す。

表 2-2-2 処理対象廃棄物

処 理 施 設	処 理 対 象 廃 棄 物
焼却熔融施設	可燃ごみ、し尿汚泥、最終処分場汚泥、可燃性粗大ごみ、破碎可燃物、破碎不燃物、資源化不適物、小動物の死がい
リサイクル施設	不燃ごみ、不燃性粗大ごみ、資源ごみ（缶、びん、ペットボトル、白色トレイ、紙製容器包装、ミックスペーパー、その他プラスチック製容器包装）、有害ごみ

(3) 施設規模等

ごみ処理施設の施設規模及び稼働日数を表 2-2-3 に示す。

表 2-2-3 ごみ処理施設の施設規模及び稼働日数

処 理 施 設	施 設 規 模 ・ 稼 働 日 数
焼却熔融施設	施設規模 369 t / 日 (123t/24 時間×3 炉) 施設稼働日数 年間約 350 日 1 炉あたり年間 280 日 (24 時間/日)
リサイクル施設	破碎設備 施設規模 36 t / 日 稼働日数 年間 240 日以上 (5 時間/日)
	選別設備 施設規模 31 t / 日 稼働日数 年間 240 日以上 (5 時間/日)
	保管設備 施設規模 22 t / 日 稼働日数 年間 240 日以上

(4) 施設配置計画・動線計画

施設配置はごみ搬入等の動線を検討し、最も効率的な配置とした。施設配置の検討項目については資料編に示した。施設配置計画及び動線計画を図 2-2-3 に示す。

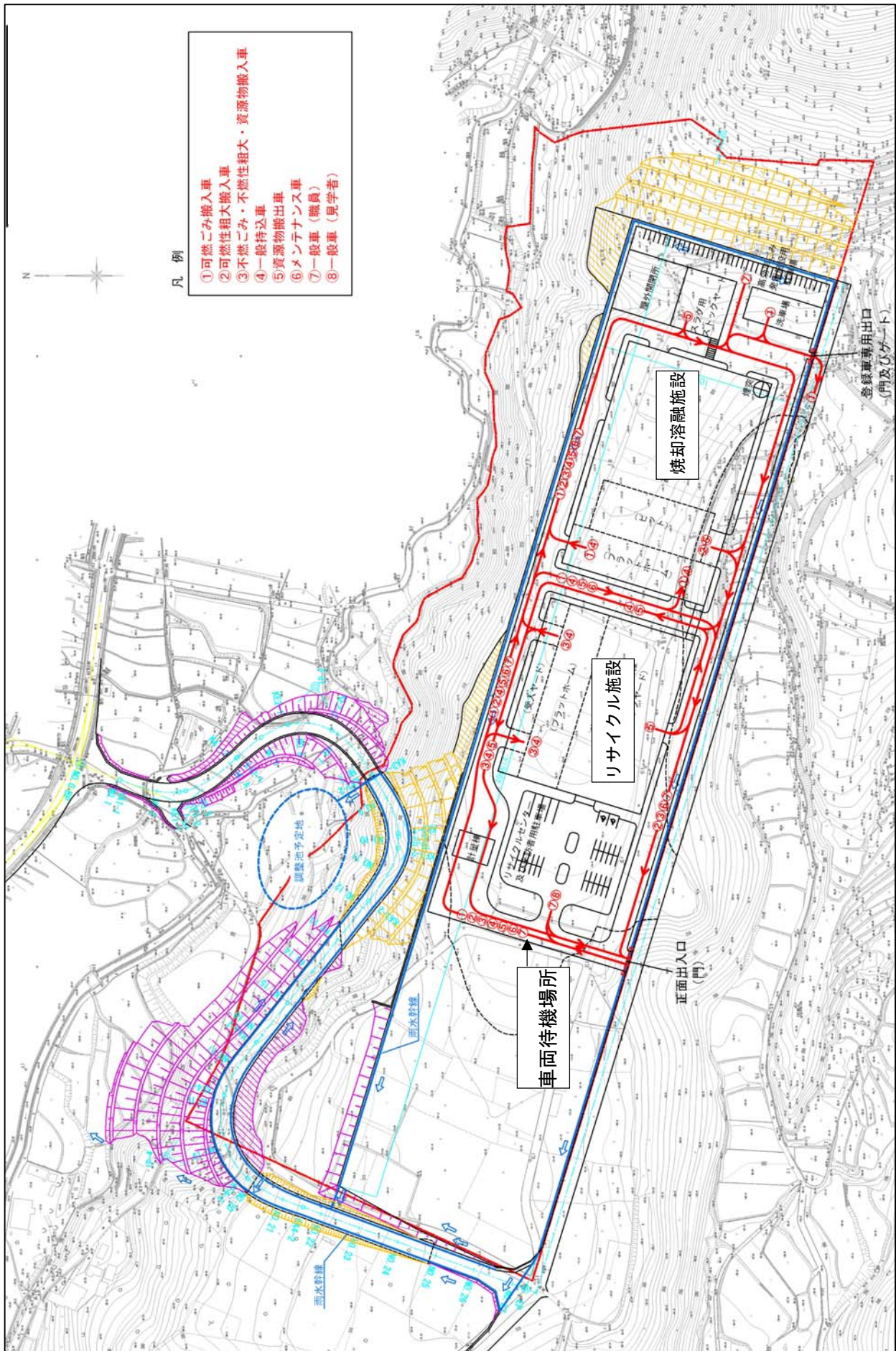


図 2-2-3 施設配置計画及び動線計画

(5) 設備方式

① 焼却溶融施設

焼却施設の主要設備方式を表 2-2-4 に示す。

表 2-2-4 ごみ処理施設の主要設備方式

設備名	方式等
受入供給施設	ピット&クレーン方式
燃焼・溶融設備	焼却炉+灰溶融炉 または ガス化溶融炉
燃焼ガス冷却設備	廃熱ボイラ方式
排ガス処理設備	ろ過式集じん機、有害ガス除去装置（乾式塩化水素除去方式）、触媒脱硝方式
余熱利用設備	発電、場内給湯等
通風設備	平衡通風方式
溶融スラグ等処理設備	溶融スラグ冷却 水砕方式 溶融スラグ貯留 ヤード方式 溶融メタル貯留 バンカ方式 または ピット方式
飛灰処理設備	飛灰薬剤処理方式
排水処理設備	プラント排水 生物処理+凝集沈殿 生活排水 下水道放流
電気設備	特別高圧受電、地域振興施設への電力供給
計装設備	分散型自動制御システム方式（DCS）
貯留・搬出設備	スラグ用ストックヤード

② リサイクル施設

リサイクル施設の主要設備方式を表 2-2-5(1)～(3) に示す。

表 2-2-5(1) リサイクル施設（破碎設備）の主要設備方式

設備名	方式等
受入供給施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不燃ごみ 収集：不燃ごみピット→受入供給施設 持込：ダンピングボックス→不燃ごみピット ・ 不燃性粗大ごみ 粗大ごみヤード→受入供給施設
破碎設備	粗破碎機、高速回転破碎機
搬送・選別設備	搬送コンベヤ、磁選機、アルミ選別機、破碎物選別機
貯留・搬出設備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 磁性物、アルミ （金属圧縮機）→貯留（ヤード又はバンカ） ・ 破碎可燃物 搬送コンベヤ→（焼却溶融施設ごみピットへ） ・ 破碎不燃物 切替コンベヤ（または切替シュート）→搬送コンベヤ →（焼却溶融施設ごみピットへ） 切替コンベヤ（または切替シュート）→破碎不燃物貯留設備
排水処理設備	焼却溶融施設へ圧送（リサイクル施設共通）
電気計装設備	オペレータコンソールにての電力線通信（PLC）を基本としたシステム（リサイクルセンター共通）

表 2-2-5(2) リサイクル施設（選別設備）の主要設備方式

設備名	方式等
受入供給施設	<ul style="list-style-type: none"> ・缶 受入貯留ピット→破除袋機→搬送設備 ・びん 受入貯留ヤード→びん供給コンベア→びんコンテナ反転装置 →破除袋機→搬送設備 ・ペットボトル・白色トレイ 受入貯留ヤード→破除袋機→搬送設備 ・紙製容器包装、ミックスペーパー 受入貯留ヤード→搬送設備 ・その他プラスチック製容器包装 受入貯留ヤード→搬送設備
搬送・選別設備	搬送コンベヤ、異物除去コンベア、手選別コンベア、磁選機、アルミ選別機、機械選別機（比重差選別機等）
貯留・搬出設備	金属圧縮機、ペットボトル圧縮梱包機、白色トレイ圧縮機、紙類圧縮梱包機、プラスチック圧縮梱包機等、資源物一時貯留ヤード、各品目のストックヤード、各搬送コンベヤ

表 2-2-5(3) リサイクル施設（保管設備）の主要設備方式

設備名	方式等
貯留・搬出設備	一時保管用ストックヤード

(6) 処理フロー

本施設に搬入される廃棄物の処理フロー（案）を図 2-2-4 に示す。

また、焼却溶融施設の処理フローを図 2-2-5(1)～(2)に、リサイクル施設の処理フローを図 2-2-6 に示す。

焼却溶融施設において、処理方式を「①焼却+灰溶融」とした場合は、焼却後の残さを灰溶融炉においてスラグ化する。また、「②ガス化溶融」の場合は、搬入廃棄物をガス化し、溶融炉においてスラグ化する。得られたスラグは、路盤材、アスファルト合材、コンクリート骨材等に利用可能であり、売却を行う予定である。今後は、関係 4 市(甲府市、笛吹市、山梨市及び甲州市)及び山梨県の協力を得る中で、スラグを利用した材料及び製品を公共事業で使用することを義務づけるなど、販路確保に必要な具体的方策を検討していく。

なお、県内では富士吉田市が設置主体の「環境美化センター」、大月都留広域事務組合が設置主体の「まるたの森クリーンセンター」、峡北広域行政事務組合が設置主体の「エコパークたつおか」でスラグによる資源化を実施中である。

焼却炉、溶融炉における廃熱は、発電に利用する。排ガスは、バグフィルタ¹等により汚染物質の削減を図り、大気へ放出する。プラント排水(ごみ処理施設及びリサイクル施設からの排水)は、できるだけ場内利用を行うが、余剰分については、除外設備(排水処理設備)で水処理した後、下水道に放流する。また、生活排水についても下水道に放流する。

¹バグフィルタ：排出ガスの処理装置の 1 つ。代表的なる過集じん装置で、ろ材として織布または不織布を用い、これを円筒状にして工業用集じんに活用されるものをバグフィルタと称する。

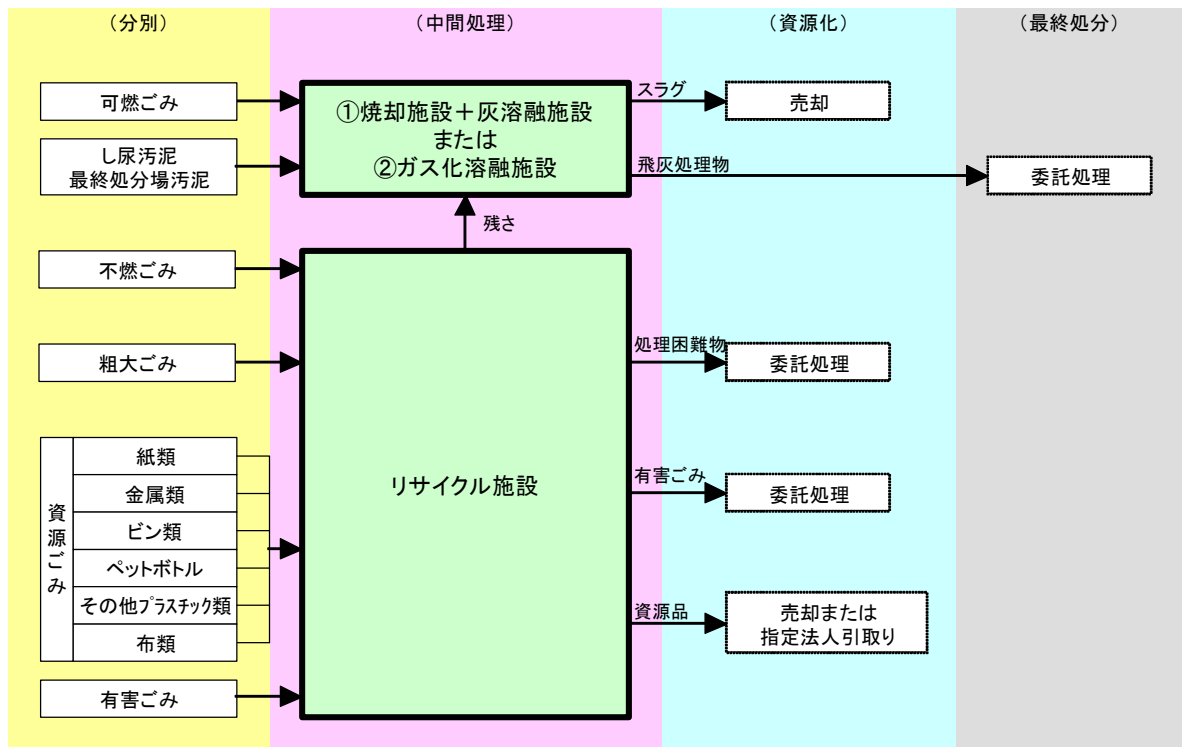


図 2-2-4 処理対象物の種類と処理フロー（案）

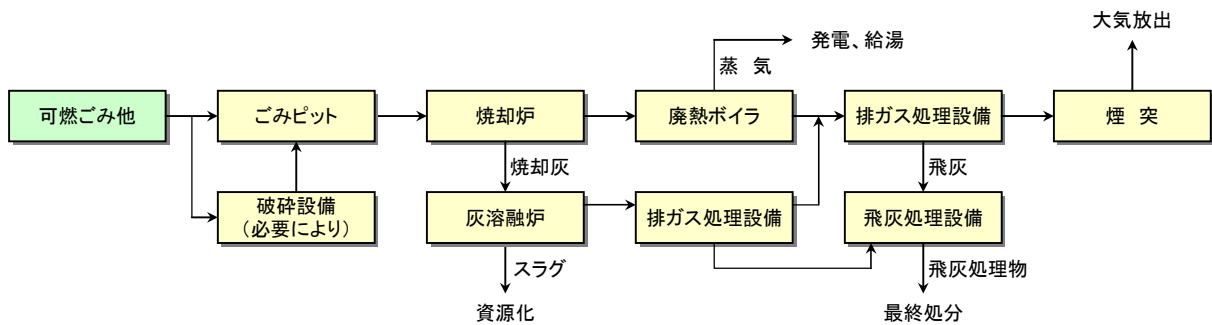


図 2-2-5 (1) 焼却溶融施設の処理フロー（焼却+灰溶融）

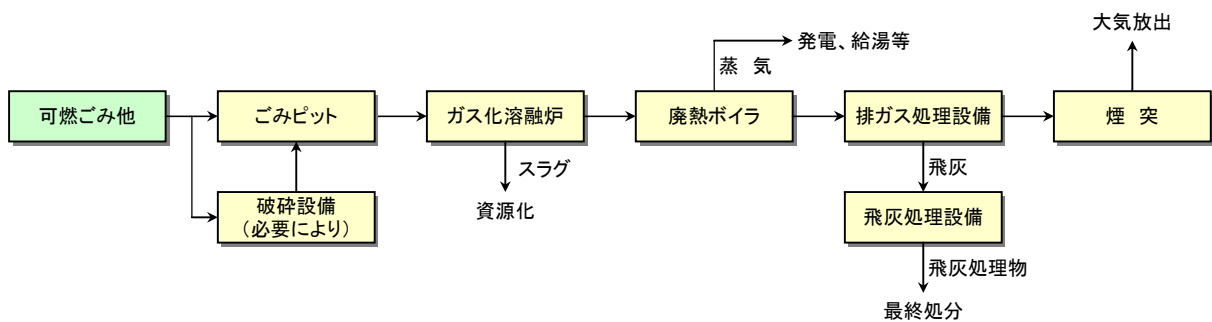


図 2-2-5 (2) 焼却溶融施設の処理フロー（ガス化溶融）

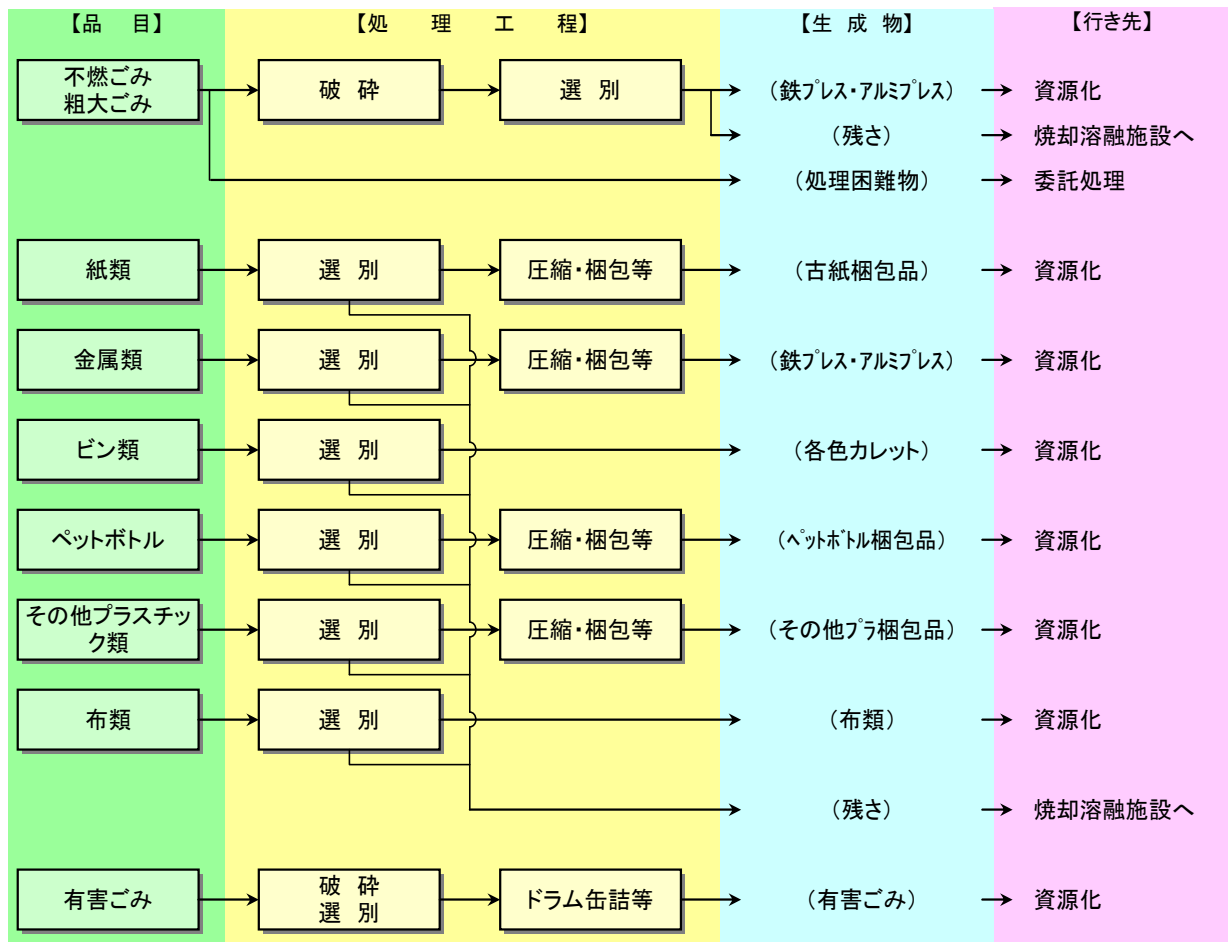


図 2-2-6 リサイクル施設の処理フロー

(7) 給・排水計画

① 給水計画

施設稼働時の用水は、上水道を用いる。

② 排水計画

施設稼働時のプラント排水はできるだけ場内利用を行うが、余剰分については、除外設備（必要な排水処理設備）で水処理した後、下水道に放流する。また、生活排水は下水道に、雨水排水は河川に放流する。

(8) 公害防止基準

ごみ処理施設における排ガス濃度等の公害防止基準については、関係法令により定められた規制値を踏まえ、それ以下の基準値を設定する。

① 排ガス基準

焼却溶融施設の排ガス基準を表 2-2-6 に、リサイクル施設の粉じん濃度の基準を表 2-2-7 に示す。

表 2-2-6 焼却溶融施設排ガス基準

項目	基準値	法規制値
ばいじん	0.01 g / m ³ N (酸素濃度 12%換算)	0.04 g / m ³ N
塩化水素	25ppm (酸素濃度 12%換算)	430ppm (700 mg / m ³ N)
硫黄酸化物	20ppm (酸素濃度 12%換算)	3,000ppm (K値 17.5)
窒素酸化物	50ppm (酸素濃度 12%換算)	250 cm ³ / m ³ N
ダイオキシン類	0.05ng-TEQ / m ³ N (酸素濃度 12%換算)	0.1ng-TEQ / m ³ N

法規制値 ばいじん : 大気汚染防止法施行規則第 4 条別表第二
塩化水素 : 大気汚染防止法施行規則第 5 条別表第三
硫黄酸化物 : 大気汚染防止法施行規則第 3 条第 1 項
窒素酸化物 : 大気汚染防止法施行規則第 5 条別表 3 の 2
ダイオキシン類 : ダイオキシン類対策特別措置法施行規則別表第一

表 2-2-7 リサイクル施設粉じん濃度の基準

項目	基準値
排気口出口の粉じん濃度	0.1 g / m ³ N